

## 農業委員会定例会 2月

1. 開催日時 令和5年2月20日 午後2時00分～

2. 開催場所 小豆島町役場本館 3階 大会議室

3. 欠席委員 10番委員、11番委員

### 4. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（知事処分）

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（知事処分）

議案第4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について

議案第5号 農業振興地域整備計画の一部変更（農用地区域からの除外）について

### 5. その他

### 6. 会議の概要

事務局	ただいまから定例会を開催したいと思います。 議事につきましては、会長に進行をお願いします。
議長	(会長あいさつ) 本日の議事録署名人ですが、9番委員、12番委員にお願いします。 それでは、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の1番と2番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	1番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED] 畑 217 m <sup>2</sup> について 2番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED] 宅地（現況：畠） 413.52 m <sup>2</sup> について [REDACTED] の [REDACTED] が譲り受け、申請地では [REDACTED] を栽培する計画となっています。[REDACTED] の現在の経営規模は 195,096.29 m <sup>2</sup> で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
1番委員	1番の[REDACTED]は、申請地周辺が現在、山のようになっているところを、[REDACTED] が開墾するため、非常にありがたいことです。以上です。
職務代理	同じく2番も（譲受人が）[REDACTED]ですが、こちらの土地はもともと住宅があったところで、（登記が）宅地ですが現況は畠です。[REDACTED]についてはこの周辺でも経営規模を拡大しているため、問題ありません。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局	3番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED] 畑 116 m <sup>2</sup> と [REDACTED] 畑 355 m <sup>2</sup> と [REDACTED] 畑 901 m <sup>2</sup> と [REDACTED] 畑 805 m <sup>2</sup> と [REDACTED] 畑 1,454 m <sup>2</sup> と [REDACTED] 畑 104 m <sup>2</sup> と [REDACTED] 畑 692 m <sup>2</sup> と [REDACTED] 田 460 m <sup>2</sup> の計8筆4,887 m <sup>2</sup> について [REDACTED]の[REDACTED]さんが譲り受け、申請地では[REDACTED]を栽培する計 画となっています。[REDACTED]さんの現在の経営規模は3,482 m <sup>2</sup> で、5アールの下 限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しない ため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
4番委員	(合計) 面積が広大で、これから開墾が大変な場所もあったり、すぐに耕 作できるようなところもあります。[REDACTED]さんに聞いたところ、少しずつ [REDACTED]の栽培をするようなので、問題ありません。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の4番と5番に ついて、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	4番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED] 畑 524 m <sup>2</sup> について 5番は、同じく[REDACTED]さん所有の [REDACTED] 畑 86 m <sup>2</sup> と [REDACTED] 畑 292 m <sup>2</sup> の計2筆378 m <sup>2</sup> について [REDACTED]の[REDACTED]さんが、4番については使用貸借権を設定し、 申請地では[REDACTED]を栽培し、5番については譲り受け、申請地では[REDACTED]を

	<p>栽培する計画となっています。■さんの現在の経営規模は0m<sup>2</sup>ですが、今回の貸借と所有権移転により5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。</p> <p>なお、4番の貸借がR5.3.1からとなっており、5番の3条許可はR5.3.1以降となります。</p>
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
5番委員	申請者の■さんは移住者で、■の方やあちこち行かれているようです。■さんの■の自宅を購入するのに合わせて、畠の面倒もみてほしいという（所有者の）意向を受け、今回の申請が上がってきています。畠の現状として、なかなか耕作できるようにするには時間のかかりそうな場所もありますが、本人が一生懸命耕作されるようなので、問題ありません。
議長	この件について意見はありますか。
	■さんは若い方ですか。
5番委員	私より少し上だと思います。そこまで年配の方ではありません。
議長	それなら若い方ですね。新規就農者として励んでくれそうですか。他に勤め先はありますか。
5番委員	（農業以外に）■の手伝いをしているようです。去年、■さんの奥さんの名前で、■で■を栽培するという利用権設定の議案が出ていたように思います。今回は、ご主人の申請になります。
議長	この件について他に意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第2号（農地法第4条の規定による許可申請）について、事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>議案第2号は、[REDACTED]の[REDACTED]さん所有の [REDACTED] 畦 97 m<sup>2</sup> について 隣接する宅地（[REDACTED] 129.20 m<sup>2</sup>）と併せて[REDACTED]を建築するための転用申請となっています。</p> <p>[REDACTED]さんは、貸車庫経営のために、自己所有地に[REDACTED]を新築することとしましたが、平成3年に地籍調査が行われた結果、申請地にもまたがって建築されていることがわかったものです。</p> <p>申請地は[REDACTED]が建築されてかなりの年月が経っており、無断転用でありますので、始末書の提出も受けています。</p> <p>転用に係る造成については、約1.1メートルの石積擁壁を設置しており、切土、盛土はない計画となっています。また、雨水については自然浸透で西側用悪水路に排水する計画となっています。</p> <p>申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準については、特に支障になるものは無いと判断しています。</p>
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
5番委員	事務局から説明があったとおりで、既に計画どおりの建物が建っています。売買に伴う地目の変更を想定していると考えられますが、特に問題ないかと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第3号（農地法第5条の規定による許可申請）の1番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	1番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED] 畦 633 m <sup>2</sup> について [REDACTED]の[REDACTED]が、[REDACTED]を整備するための転用申請となっています。

	<p>■は、■な■を、■で■等、工夫して利用することで対応できくなったため、■から近い申請地を最適地に選定し、整備することとしています。</p> <p>申請地は、令和3年7月定例会において農地法第4条の規定による許可申請で、隣接する田とあわせて計3筆について農地造成のための一時転用として審議いただきましたが、許可後の工事が完了し、農地に復元されたところです。</p> <p>転用に係る造成については、農地造成により花崗土で約1メートル盛土が行われており、雨水については自然浸透により西側用悪水路に排水する計画となっています。</p> <p>申請地は第3種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準については、特に支障になるものは無いと判断しています。</p>
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
1番委員	■さんが農業をする予定がなく、身体の調子も悪いため、(農地を)譲るように決めたようです。(■とありますが、)■は■ための■のものがほとんどで、油等も流出せず、(農地の)近所の方)にも同意を得ていますので、現状では問題ありません。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第3号(農地法第5条の規定による許可申請)の2番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	2番は、■在住の■さん所有の ■畳 164m <sup>2</sup> について ■の■さんが、■を建築するための転用申請となっています。 ■さんは、現在、■で借家で暮らしていますが、■が老朽化しており、両親も高齢であることから、老後の介護を考え、両親の住居の近

	くに自己住宅を建築することとし、父の所有地を申請地として選定しています。 転用に係る造成については、北側と西側の境界に0.5メートルのコンクリート擁壁を設置し、敷地内に捨てコンクリートを打設する計画となっています。また、雨水については建物北側にため枠を設置し、汚水については合併浄化槽を設置し、いずれも北側水路に排水する計画となっています。申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準については、特に支障になるものは無いと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
2番委員	先日、■さんにお会いしました。（家を）建てるのは■さんで、■さんご夫婦が高齢になってきたため、■さんが帰ってきて■を建て、（■さんご夫婦の）面倒をみるそうです。問題ありません。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第3号（農地法第5条の規定による許可申請）の3番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	3番は、■在住の■さん所有の ■ 畑 159 m <sup>2</sup> について ■の■さんである■さんが、北側に隣接する宅地（■ 359.07 m <sup>2</sup> ）を拡張するための転用申請となっています。 ■さんは、申請地の隣接地に■を建築した後、■として利用することとし、隣接する申請地を選定しています。 申請地は既に■が造成され、■が設置されており、無断転用でありますので、始末書の提出も受けています。 転用に係る造成については、約1.7メートルのコンクリート擁壁を設置しており、花崗土で約1.5メートル盛土を行っています。また、雨水については自然浸透にて南側用悪水路に排水する計画となっています。

	申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準については、特に支障になるものは無いと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
9番委員	現場を確認したところ、(畑を) 地上げしておりました。畑を宅地にするようです。問題ありません。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	1番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED] 田 303 m <sup>2</sup> 、こちら[REDACTED]の一部 について[REDACTED]の[REDACTED]さんが、引き続き借り受けるものです。 申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は5年間の賃貸借となっています。 本賃借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
職務代理	事務局から説明があったとおり、更新です。[REDACTED]さんは、管内では栽培面積が大きい[REDACTED]です。現場も確認しましたが、適切に管理しているため、問題ありません。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。

	<p>議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。</p> <p>続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の2番について、4番委員の関係する案件となりますので、一時退席をお願いします。</p> <p>【4番委員退席】</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED]田 848 m<sup>2</sup>について [REDACTED]の[REDACTED]さんが、引き続き借り受けるものです。</p> <p>申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は5年間の賃貸借となっております。</p> <p>本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。</p>
議長	<p>地元委員は4番委員ですが、この件について意見はありますか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。</p> <p>【4番委員着席】</p> <p>4番委員、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。</p> <p>続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の3番と4番について、7番委員の関係する案件となりますので、一時退席をお願いします。</p> <p>【7番委員退席】</p> <p>それでは、本件は関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>3番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED]田 1,213 m<sup>2</sup> について</p> <p>4番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED]畠 239 m<sup>2</sup> と [REDACTED]畠 349 m<sup>2</sup> と [REDACTED]畠 116 m<sup>2</sup> と [REDACTED]畠 57 m<sup>2</sup> と [REDACTED]田 193 m<sup>2</sup> と [REDACTED]田 828 m<sup>2</sup> と [REDACTED]田 1,080 m<sup>2</sup> の計7筆2,862 m<sup>2</sup> について、[REDACTED]の[REDACTED]さんが、3番は再度借り受け、 4番は新たに借り受けるものです。</p> <p>申請地では、[REDACTED]を栽培する計画で、期間は5年間の賃貸借となって います。</p> <p>本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし ているものと判断しています。</p>
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
6番委員	(3番は) 更新でもありますので問題ありません。
議長	4番の地元委員は7番委員ですが、こちらは、私が生まれ育った場所の近 くです。[REDACTED]さんもご高齢のため、[REDACTED]さんにお願いしたのでしょう。[REDACTED] さんの家からも非常に近いため、問題ないでしょう。 この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
	【7番委員着席】
	7番委員、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。 続いて、議案第4号(農用地利用集積計画(利用権設定))の5番について、 事務局から説明をお願いします。

事務局	5番は、■在住の■さん所有の ■ 田 1,095 m <sup>2</sup> について ■の■さんが、再度借り受けるものです。 申請地では、■を栽培する計画で、期間は約2年10月間の賃貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員さんは欠席ということです。この件について意見はありますか。 継続（して改めて借りる）ということで、問題ないかと思います。
事務局	本来、去年12月の■の一斉更新で申請が出てくる予定でしたが、所有者が病気だったため印をなかなかいただけず、申請が遅れました。
議長	■さんはよく入院していますか。
専門員	以前から調子が悪く入院されています。
議長	他に意見はございますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の6番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	6番は、■在住の■さん所有の ■ 田 559 m <sup>2</sup> について ■の■が、新たに借り受けるものです。 申請地では、■を栽培する計画で、期間は約2年10月間の賃貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長	地元委員は（欠席の）10番委員です。事務局の方から何かありますか。
事務局	こちらは本来、[REDACTED]が、農地機構を使って借受けする予定でしたが、機構の利用が難しかったため、基盤法での申請で上がってきました。（他の[REDACTED]の）一斉更新と同じ令和7年12月21日までの期間で貸借を設定しています。
議長	何か問題があつて機構が使えなかつたのですか。
専門員	農地の管理を[REDACTED]さんが行つておりますが、所有は[REDACTED]さんのままで、[REDACTED]さんは2回ほどご結婚されて、亡くなられており、その義理の兄弟になる方の住所がわからぬいため、過半の同意が得られそうになくなりました。そのため、基盤法を使っての貸し借りをお願いしたいところです。
議長	[REDACTED]さんの息子さんは亡くなりましたか。
専門員	[REDACTED]さんは亡くなつており、息子さんはいるようですが住所がわかりません。
議長	確か、息子さんがいらっしゃつたと思ひます。
専門員	その息子さんも亡くなつてゐたように思ひます。
議長	そうですか。他に質問はござりますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の7番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	7番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]さん所有の [REDACTED]田 1,652 m <sup>2</sup> について [REDACTED]の[REDACTED]さんが、新たに借り受けるものです。

	<p>申請地では、■■■を栽培する計画で、期間は約2年10月間の賃貸借となっています。</p> <p>本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。</p>
議長	<p>地元委員さんは欠席ですが、事務局で何か聞いていますか。</p>
事務局	<p>こちらも■■■の3年に一度の一斉更新の対象でした。以前は（今回の借受人とは）別の方が耕作されていましたが、その方が耕作しなくなつたため、一斉更新の際に申請が出てきませんでした。しかし、今回、■■■さんが引き受けて耕作するという話になり、申請が上がりました。</p>
議長	<p>この件について意見はありますか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。</p> <p>続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の8番について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>8番は、■■■在住の■■■さん所有の ■■■宅地（現況：畑） 209.52 m<sup>2</sup> について■■■の■■■さんが、引き続き借り受けるものです。</p> <p>申請地では、■■■を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。</p> <p>本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。</p>
議長	<p>地元委員は私です。こちらは、■■■のところを上がった■■■のすぐ隣に位置しており、更新で、10年生近くなる木が植わっています。きちんと管理されており、問題ありません。</p> <p>この件について意見はありますか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>

議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の9番から11番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	9番は、[■]在住の[■]さん所有の [■] 田 1,109 m <sup>2</sup> について 10番は、[■]在住の[■]さん所有の [■] 田 738 m <sup>2</sup> について 11番は、[■]在住の[■]さん所有の [■] 田 1,245 m <sup>2</sup> について (公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である[■]の[■]に貸し付けるものです。 9番と10番の申請地では[■]、11番の申請地では[■]を栽培する計画で、期間は9番については6年間、10番と11番については10年間の賃貸借となっています。 本賃借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	こちらの案件も（欠席の）10番委員が地元委員ですが、この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第5号（農業振興地域整備計画の一部変更（農用地区域からの除外））の1番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	1番は、[■]在住の[■]さん所有の [■] 畑 34 m <sup>2</sup> について [■]の[■]さんが、[■]を整備するための農用地区域からの除外となっています。 現在、[■]さんの畠に進入できる既設[■]がありますが、[■]の[■]や[■]、[■]、[■]の[■]に幅員が足りず、支障があるた

	<p>め、車両等の進入に十分となるように農道を拡幅し、進入路を確保することとしています。</p> <p>計画地の選定にあたっては、[REDACTED]に必要最小限の幅員となる用地で、既設農道と隣接し、隣接耕作地の果樹の余白スペースである申請地を最適地として選定したようです。</p> <p>申請地は多くを農地と接しているものの、1方を道を介して宅地に接しており、申請地の農振除外によって、他の農地の利用への支障はなく、周辺農地及び土地利用の状況等を勘案しても特に問題はないものと判断されます。</p>
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
6番委員	現場確認をしましたけれど、今の[REDACTED]が作業に支障があると説明されました。道は重機も進入できるように感じられました。何をするために道を広げる必要があるのかと（疑問に思います）。（事務局では、）今後どのようなことをするか計画を聞いていますか。
事務局	申請地から上にある[REDACTED]さんの畠への進入及び（その畠の）上方の畠に進入するためにも、道を広げて整備する必要があるとおっしゃっていました。ただ、何かしら別の計画があるのか[REDACTED]さんに聞いたところ、話を濁されました。
6番委員	ある程度、こういうことでこれが必要ということで議案に上がるの普通だと思いますが、事務局で何も把握せずに（議案に）上げてくるのは、いかがなものかと思います。
事務局	6番委員は[REDACTED]さんから何か聞いていますか。
6番委員	何も聞いておりません。
議長	[REDACTED]に関する申請がいつでしたかね。[REDACTED]さんから[REDACTED]さんの農地の譲り渡しだったです。
事務局	3条申請ですかね。

議長	はい、未だに何も栽培されていないように思います。
6番委員	そうですね。（[ ]も確認したところ、）そのままの状態で、草の管理はできていました。普通に見たら、そのまま耕作できるような状態です。なので、(今回の[ ]を広げるための申請が)なぜ必要なのかが疑問です。
議長	既存の[ ]はどれくらいですか。
6番委員	元々 [ ]が進入できていた気がするので、十分作業ができるように思います。何かする（計画が別にある）から、申請が上がってきたのではないかと思います。
事務局	今回の申請は、先ほど説明したとおり、耕作用の[ ]や[ ]、[ ]等が進入する際に狭いため（申請が）上がってきます。ただ、別の計画があるのではないかと疑いは生じますが、今回の申請は耕作のための[ ]や[ ]の[ ]のためと聞いています。
議長	ちなみに、3条申請の3年3作という条件は、もう制度改正によりなくなりますか。
事務局	既に（昨年）11月に3年3作は適用されなくなっています。
議長	何か（[ ]後に）考えているように思います。（[ ]さんは）一番よく（農地法関係を）知っている人です。
6番委員	誰が見てもおかしな申請を役場がなぜ受け付けたのかと思います。
議長	県に言っても仕方のことですよね。
事務局	そうですね。計画で書いてきたものを信ぴょう性がないとは言えません。
6番委員	たとえば今回の申請後、（[ ]を）すぐに宅地等に転用するといったらできるのでしょうか。
事務局	3年3作という縛りはなくなっており、宅地に転用する可能性も十分ある

	気はしますが、周りが耕作している農地が多いです。この申請地は農振地ではありませんが、すんなり転用できるかどうかは、転用計画を見る必要があります。
6番委員	先ほど事務局の説明があったように、作業効率を上げるための計画でそれによりちゃんと農業が行われるものならよいですが、私にはそのように見えてこないです。
職務代理	████████は、地番分けしていませんか。
事務局	今回の申請にも関連があると思いますが、農道としての用途で地番を分けているのではないかと思われます。それに合わせて、今回同じように道幅を████████に向かって広げようとしているように見えます。
議長	今回は推測しかできません。以前あった（████）の3条申請でも畑をするとありました。（そこは耕作できるよう）木を伐り、チッパーを入れてきれいにされているのは間違いないありません。私も████さんとお話する機会があるので、直接本人に確認します。今の段階では、そのようなことしか言えませんが、6番委員ご納得いただけますか。
事務局	こちらから申請内容について虚偽ではありませんかとなかなか言えないところはあります。もし、（████に対し）転用申請が出てきた場合は、農地法に則って判断せざるを得ません。
6番委員	そのようにしていただけるなら、問題ないです。
議長	そのようなことで、6番委員も地元で注視してください。私も注意深く見ておきます。この畑の隣は████さんが████████をされていますが、ここまで（████が）必要なのか、現実には考えられません。 この件について他に意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第5号（農業振興地域整備計画の一部変更（農用地区域から

	の除外) の 2 番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>2 番は、[REDACTED] 在住の [REDACTED] さん所有の [REDACTED] 畦 195 m<sup>2</sup> について</p> <p>[REDACTED] の [REDACTED] が、[REDACTED] を整備するための農用地区域からの除外となっています。</p> <p>[REDACTED] は、申請地に隣接する土地と建物を買収して [REDACTED] として利用することを計画しており、それに伴い、[REDACTED] を確保することとしています。</p> <p>計画地の選定にあたっては、[REDACTED] が居住する地区で、仕事の都合により [REDACTED] させる場合に使用する土地として、[REDACTED] の計画地に隣接する申請地が最適地として選定されたようです。</p> <p>申請地は北側と南側、西側の半分以上が宅地に接し、集落に接続しており、申請地の農振除外によって、他の農地の利用への支障はなく、周辺農地及び土地利用の状況等を勘案しても特に問題はないものと判断されます。</p>
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
6 番委員	この土地はもともと [REDACTED] が土地の管理していました。[REDACTED] が亡くなり、[REDACTED] さんが相続しましたが、( [REDACTED] に土地を) 買ってほしいという依頼があって本申請に至ったようです。特段問題ありません。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第 5 号 (農業振興地域整備計画の一部変更 (農用地区域からの除外)) の 3 番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	3 番は、[REDACTED] 在住の [REDACTED] さん所有の [REDACTED] 田 332 m <sup>2</sup> について <p>[REDACTED] さんである [REDACTED] の [REDACTED] さんが、[REDACTED] を建築し、[REDACTED] を設置するための農用地区域からの除外となっています。</p>

	<p>■さんは現在、■で、借家で暮らしていますが、■で■が居住する予定であり、退去しなければならないため、生活の拠点を固めようと■を建築することとしています。計画地の選定にあたっては、■や■を考え、■の所有地で耕作放棄地、休耕地から、両親の住宅の近隣であり、車両の進入、水道の引込が容易な申請地を最適地として選定したようです。</p> <p>申請地は南側が宅地に接し、東側の半分程を道と水路、道となっている農地を介して宅地に接しており、申請地の農振除外によって、他の農地の利用への支障はなく、周辺農地及び土地利用の状況等を勘案しても特に問題はないものと判断されます。</p>
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
7番委員	事務局から説明があったとおりです。隣の■が■さんの弟さんの宅地で、■をされており、その横の申請地が農地ですが、(■も含め)■さんたちが■として使っていたようです。そこに■を建てるということで、別段問題ありません。
議長	この件について意見はありますか。 ■の■の上（の方）ですか。
7番委員	いいえ、下（にあたる場所）です。
議長	他に意見はございますか。
委員一同	ありません。
議長	ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。議案の審議はこれで終わりましたので、定例会を閉会します。それでは、職務代理者閉会のあいさつをお願いします。
職務代理	ご審議ありがとうございました。先日は春一番が吹いたようで春の陽射しも感じられるようになりましたが、三寒四温で暖かさと寒さが繰り返され、体調も崩しやすい時節です。体調管理には十分気を付けてください。

これで定例会を閉会とします。

閉 会 午後2時50分

議 長 会長

議事録署名人 9番

議事録署名人 12番